

浄化槽を設置されている皆さんへ

1. 浄化槽法による維持管理等基準

浄化槽は槽内に住んでいる微生物(バクテリア)の働きで汚水が浄化されるため、維持管理がとても重要です。法律で義務づけられている維持管理(表の①～③)を行ってください。

	維持管理	内容	回数	実施者
浄化槽設置者の義務	①保守点検	装置や機械の調整、修理、消毒剤補充及び清掃時期の判定をします。	4ヶ月に1回以上(処理方式により違うので確認してください)	浄化槽保守点検業者(業者に委託)
	②清掃	浄化槽内の汚泥などの引き抜き、及び機器類の洗浄を行います。	年1回以上(全ばっ気方式は半年に1回)	浄化槽清掃業者(業者に依頼)
	③法定検査	水質検査、外観検査(稼働状況、水の流れ方など)等、浄化槽の健康診断です。	年1回(使用開始後は3ヶ月後から5ヶ月間、その後は年1回受検)	指定検査機関 ※公益社団法人 富山県浄化槽協会 (受検依頼書で依頼)

※浄化槽法で規定された検査(7条検査、11条検査)を行うために、実施機関を知事が指定しています。富山県では、公益財団法人 富山県浄化槽協会が指定を受けています。

2. 浄化槽法 Q&A

Q.保守点検と法定検査の違いは？

A.車に例えると「保守点検、清掃」は日常点検や修理、また「法定検査」は車検のようなものです。法定検査では水質検査等を行い、最終的に浄化槽の機能が適正に確保されているかを判定します。

Q.法定検査は必ず受ける必要がありますか？

A.必ず受ける必要があります。適正に管理されているか、知事が指定した指定検査機関の検査員が調査・判定し、浄化槽の設置者や保守点検業者に助言を行います。また、検査結果は富山市保健所へ送付されます。

Q.維持管理は保守点検業者にまかせっきりでいいですか？

A.必ず面談か電話で点検内容や薬剤の補充、浄化槽の状態等の説明を受けてください。

Q.浄化槽についての問い合わせや相談はどこに？

A.富山市保健所 生活衛生課 TEL076-428-1154

公益社団法人 富山県浄化槽協会 TEL0120-192-101 または 076-421-1208